

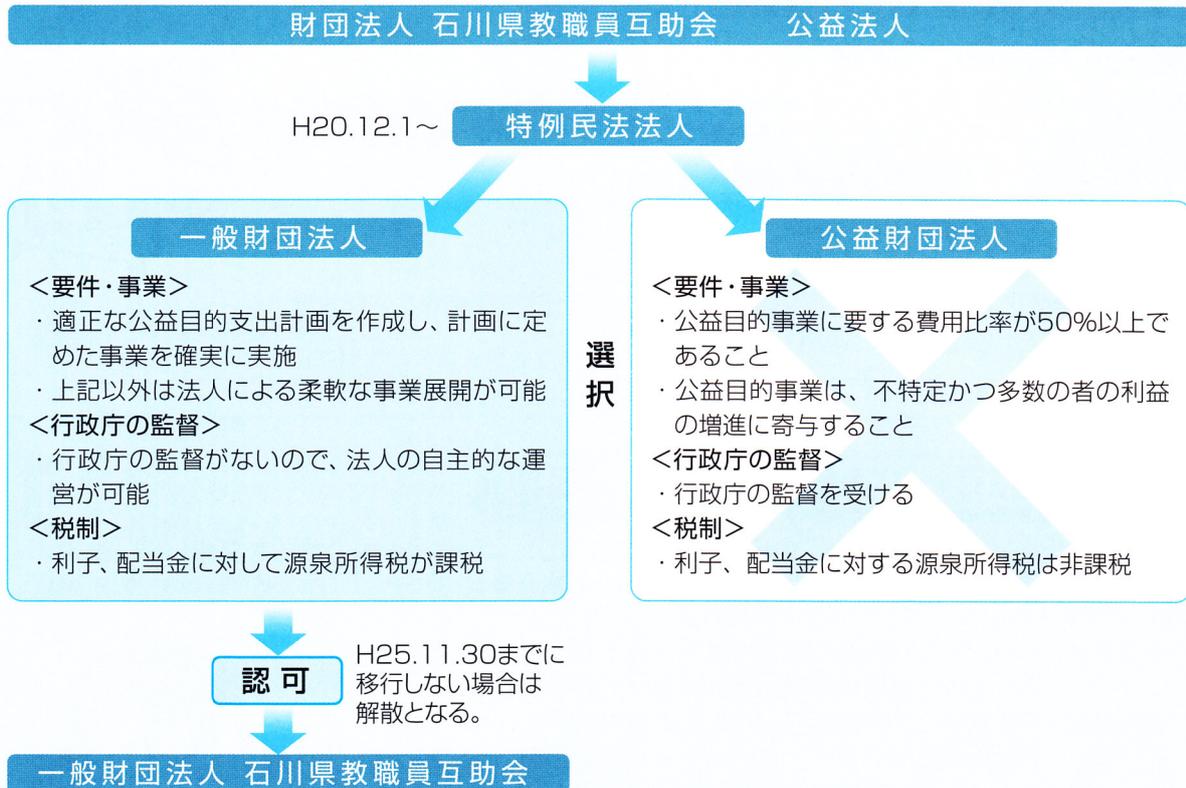
## 公益法人制度改革に伴う対応について

公益法人制度改革に伴う新たな法人形態への移行について、石川県教職員互助会は「平成25年度に一般財団法人への移行を目指す」ことを平成23年度第1回理事会及び評議員会で承認を得ました。

### ☆一般財団法人への移行を目指す理由

- (1) 当互助会が行っている事業活動は、会員からの掛金及び利息収入等を財源にしていることから、特定の会員(教職員等)を対象とした相互扶助・福利厚生事業がほとんどであり、こうした事業は「共益」事業といわれ、公益目的事業とは異なる。
- (2) 公益目的事業とは一般県民に開かれた事業であり、これが50%以上となる公益財団法人では、会員にとっての利益の増進にはならない。
- (3) したがって、今後も当互助会が会員に共通する利益、すなわち会員の福利の増進を図る事業を行っていくには、非営利型の一般財団法人への移行が適当である。

〔イメージ図〕



一般財団法人への移行に伴い様々な影響や課題が想定されていますが、今後、「法人移行検討委員会」で事業見直しについて関係機関と連携を図りながら検討を進めてまいります。